

技能実習法に係る中国地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 7 月 24 日

改定：令和元年 7 月 19 日

令和 3 年 6 月 29 日

令和 4 年 7 月 22 日

令和 5 年 7 月 12 日

令和 6 年 8 月 22 日

令和 7 年 10 月 9 日

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る中国地区地域協議会（以下「中国地区地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、中国 5 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）広島事務所等が、相互の連携を図り、中国地区レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

中国地区地域協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、中国地区での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、中国地区での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の中国地区における地方支分部局、県、機構広島事務所との連携の確保及び強化

3. 組織

- (1) 中国地区地域協議会は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の中国 5 県をブロック単位とし、県労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構広島事務所等の実務担当で組織する。

- (2) 中国地区地域協議会の構成員は別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 中国地区地域協議会は、必要があると認めるときは、中国地区地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 中国地区地域協議会は、必要があると認めるときは、中国地区地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 中国地区地域協議会は、毎年 6 月頃に広島県で開催する。また、必要に応じて、臨時に開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により中国地区地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 中国地区地域協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、中国地区地域協議会が公開すべきでないとした資料については、非公開とすることができる。

5. 事務局等

- (1) 中国地区地域協議会の事務局は、広島県を管轄する広島労働局が担当する。
- (2) その他中国地区地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、中国地区地域協議会が定める。

別表 1
技能実習法に係る中国地区地域協議会協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局	地方経済産業局	地方整備局	地方運輸局	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習機構 地方事務所
鳥取労働局労働基準 部監督課長 鳥取労働局職業安定 部訓練課長 島根労働局労働基準 部監督課長 島根労働局職業安定 部訓練課長 岡山労働局労働基準 部監督課長 岡山労働局職業安定 部訓練課長 広島労働局労働基準 部監督課長 広島労働局職業安定 部訓練課長 広島労働局雇用環 境・均等室雇用環境 改善・均等推進監理 官 山口労働局労働基準 部監督課長 山口労働局職業安定 部訓練課長	広島出入国在留管理 局留学・研修審査部 門首席審査官	中国四国農政局経 営・事業支援部経営 支援課長	中国経済産業局地域 経済部地域経済課参 事官（産業人材政策 担当）	中国地方整備局建政 部建設産業課長	中国運輸局自動車技 術安全部整備・保安 課長 中国運輸局海事振興 部船舶産業課長 中国運輸局海上安全 環境部運航労務監理 官	鳥取県警察本部生活安 全部生活安全企画課長 島根県警察本部生活安 全部生活安全企画課参 事官（生活安全企画課 長事務取扱） 岡山県警察本部生活安 全部生活安全捜査課長 広島県警察本部生活安 全部生活環境課長 山口県警察本部生活安 全部生活安全捜査課長 鳥取県商工労働部雇用 人材局雇用・働き方政 策課参事監兼課長 島根県商工労働部雇用 政策課長 岡山県産業労働部労働 雇用政策課長 広島県商工労働局雇用 労働政策課長 山口県産業労働部産業 人材課長	広島事務所長